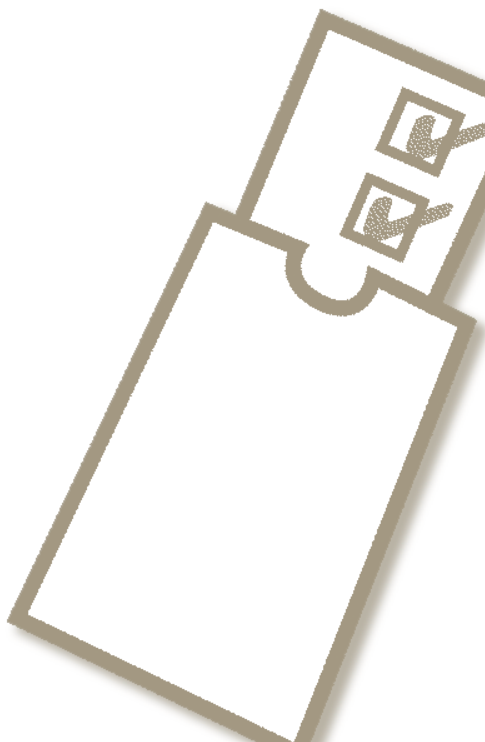




クラブ

選挙に関する

ガイドライン

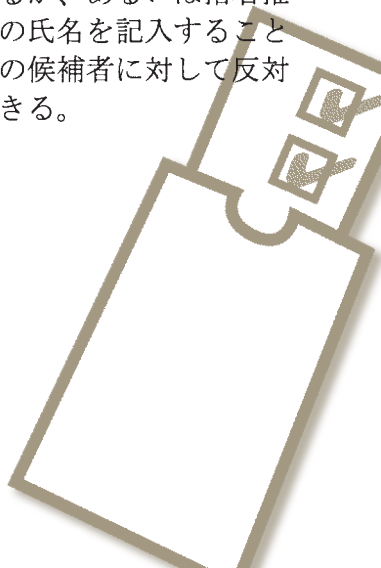


クラブの選挙手順

クラブ選挙を行う際の一般的なガイドライン

- ▶ **クラブ選挙** -- 時期: 選挙は、毎年遅くとも4月15日までに行うべきである。クラブ幹事は、郵便又は自らの手で、選挙日の少なくとも14日前までに、クラブの各会員に通知を届けなければならない。(標準版クラブ付則第4条1項)
- ▶ **指名委員会**: クラブ会長は指名委員会を設置する。同委員会は、各役員の候補者名を指名会でクラブの会員に提出する。(標準版クラブ付則第4条2項)
- ▶ **指名**: 指名会の席上でも、候補者を指名推薦することができる。指名推薦が締め切られたら、指名推薦を行うことはできない。指名された候補者が役員就任不可能となり、そのほかに推薦された候補者がいない場合には、指名委員会が追加の候補者名を選挙会で提出することができる。(標準版クラブ付則第4条2項及び3項)
- ▶ **役員になるための資格**: クラブの役員になるライオンは、グッドスタンディングの正会員でなければならない。(標準版クラブ付則第2条2項)
- ▶ **投票に関する一般的な指針**: それぞれのクラブ会則及び付則に、他に特に定めがない限り、選挙は、選挙に自ら出席しており、且つ投票する資格のある者による投票で行われなければならない。当選するためには、相対多数の票を得る必要がある。

- 定足数: グッドスタンディング会員の過半数の出席。（標準版クラブ付則第3条5項）
 - 投票する資格: グッドスタンディングであると共に下記会員種別のいずれか一つが当てはまり、選挙に自ら出席している会員に選挙権が与えられる。正会員、賛助会員、準会員、終身会員、不在会員、優待会員。会長は、グッドスタンディングである限り、1票を投じる権利を有する。
 - 相対多数得票: 最多数の票を得た候補者が、相対多数得票者である。
- 投票形式: それぞれのクラブ会則及び付則あるいは採用された規則に、他に特に定めがない限り、選挙については、投票用紙に「賛」及び「否」と記された箇所や枠などを用いるべきではない。このようなものは、動議の票決についてのみ適用できる。事実上、空欄に記入することによって行われる投票が選挙であり、投票者は、指名推薦された別の候補者に投票するか、あるいは指名推薦された別の候補者の氏名を記入することによってのみ、特定の候補者に対して反対投票をすることができる。



選挙に関する一般原則

選挙は全て、それぞれのクラブ及び地区の会則及び付則、並びに国際会則及び付則に定められる規定、あるいは選挙用にそれぞれのクラブ又は地区が採用した規定、又は地元の法令や慣習法を手引きとするべきである。そのほかについては、進行や手順等に関する問題は全て、時折改訂される最新版ロバート議事規則に従って処理するべきである。



Lions Clubs International
300 W 22nd Street
Oak Brook, Illinois 60523-8842
U.S.A.